〈論　文〉

「母子及び寡婦福祉法」第25条・第26条に関する調査

大　塩　まゆみ

はじめに

"Feminization of Poverty"という言葉は，アメリカで女性の貧困化が顕在化した1970年代に造語されたものだ(1)。このような言葉が生まれた背景には，離別母子家庭の増加と共に，"Welfare Mother"と呼ばれる公的扶助を受ける母子家庭の貧困化が著しくなってきたという実態があった。

このような母子家庭の貧困化は，アメリカだけの問題ではない。日本も同様で，最近は，母子家庭で育つ子どもの貧困が社会問題になっている(2)。しかも日本では，母子家庭の貧困が戦前から顕著で，当時，母子心中や捨て子等が多発していた。そのために，1937年には「母子保護法」が制定され，翌年から施行された。

戦後，母子家庭対策は，「生活保護法」に吸収されたが実を結ばず，1964年には「母子福祉法」が成立し，1981年には「母子及び寡婦福祉法」と改正された。

この法律は，「母子家庭及び寡婦に対し，その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ，もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること」を主目的としている。「その生活の安定と向上のために必要な措置」として，いくつかの就労支援策が規定されている。

その後，母子家庭対策は，"welfare to workfare"の政策により「自立」に力が入れられるようになった。2002年の「母子家庭等自立支援対策大綱」では，母子家庭の母の自立と就労対策が重点化された。同年に児童扶養手当法が改正され，受給期間が5年を超えると支給が一部停止されることになった。2008年には，受給開始後5年経過しても就業意欲が見られない場合には，支給額の2分の1を支給停止し，就労を一層駆り立てるようになった。同年には，「母子及び寡婦福祉法」も一部改正され，就労支援策に一層力が注がれるようになった。

また2003年には，「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立し，2012年には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立し，就労対策の強化がはかられている。しかし，このような就労支援策は，効果を上げているのだろうか。

母子家庭の母親が就労して自立するためには，本人が資格を取得したり，職業能力を高めるという個人的努力が必要である。それ以外に，本人と職場をつなげる職業紹介や母子家庭の母親が子育てしながら勤続できる働きやすい職場が必要である。

「母子及び寡婦福祉法」第25・26条には，国または地方公共団体の設置した事務所その他公共的施設の管理者に対して，公共施設で母子家庭の母や母子福祉団体が売店や理美容所を設置できるよう許可するよう努めることを求め，また，たばこ小売販売業を母子家庭の母に許可するという就労支援策がある。そして都道府県知事は，このような売店や理美容所の運営が円滑になるように協議を行い，設置可能な場所や販売物を調査して，従事している母子家庭の母や母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならないことになっている。つまり，公的な関与が強い就労支援事業となっている。しかし，どの程度，この事業が母子家庭の母親の就労に役立っているのか実態は定かではない。

2000年以降，母子家庭の母親が働く場を広げるために民間事業者にも，助成金等を出して協力を求めている。また，母子家庭の母親に職業訓練や就活支援をし，キャリアアップをはかってい

る。しかし，競争の激しい民間企業では，母子家庭の母に，子育てができる待遇で安定した雇用を提供する職場は多くない。公共施設内の売店や食堂等も民間委託化され，非正規雇用化が進み，母子家庭の母親が子育てしながら安定した収入を得られる職場は少ない。

その結果，母子家庭の母親の稼得所得は，年額平均179万円であり，貯蓄がない人が36.5%にのぼる（児童のいる一般世帯では，貯蓄がないは15.3%）。多くの母子家庭が，生活苦を感じている[3]。

そこで，母子家庭に就労による自立を奨励するのならば，これまでの公的な就労支援策の実績や効果を把握し，課題を検討し，現在の施策を改善することが必要ではないかと考える。なぜならば，国は次々と就労支援施策を打ち出しているが，いくつもの同類の事業に総花的に予算配分しても，効果的な事業ができないのではないかと考えるからである。

そして，古くからある「母子及び寡婦福祉法」における就労支援策の実態を知ることが必要なので，そのための情報収集をした。ところが，実施状況の報告がされている母子福祉施策もある一方で，本稿でテーマとしている「母子及び寡婦福祉法」の就労支援策については，しかるべき事業報告も政策評価についての情報も入手できなかった。

そこで，筆者は，2012年5月25日に全国母子寡婦福祉団体協議会を訪れ，事情を聴取した。それは，「母子及び寡婦福祉法」第25条の売店・理美容所の設置の許可をされる各母子福祉団体が加盟する本部が全国母子寡婦福祉団体協議会であり，他の母子団体に比べ歴史が古く，会員数が一番多いからである。さらに，同年5月28日に厚生労働省を訪問し，あらかじめして依頼しておいた「母子及び寡婦福祉法」の就労支援策の実績や現状についての問い合わせ事項の回答を得た。その結果，全国母子寡婦福祉団体協議会でも厚生労働省においても，「母子及び寡婦福祉法」第25・26条の就労の実態をこれまで把握していなかったことがわかった。

この条項は，以前から存在するものの有名無実化しており，誰も関心を寄せないほどになっている。そのために，どこにどのような売店がどれくらいあるかもわからず，母子家庭の母親の就労にどの程度つながっているかについても実態が把握されていないという事実を確認した。

その後，筆者は，全国母子寡婦福祉団体協議会の協力を得て，過去の遺物のようになっているこれらの事業の実態を明らかにすることを目的として，次のようなアンケート調査を行なった。

Ⅰ　調査目的と方法

1. 調査目的

「母子及び寡婦福祉法」第25条には，売店等の設置の許可，理美容所の設置，第26条には，たばこ小売販売業の許可に関する条項がある。これらは，母子家庭の母の就労支援のために設けられたものだが，事業が始まった頃と比べ社会情勢が変化しているので，母子家庭の母の就労支援のためには，時代にあった事業や経営を拡大する事が必要だと考えられる。そこで，まず第25・26条[4]による事業の実態を明らかにすることを目的とし，次のような作業仮説を考え設問を設けた。

①公共施設内の売店は，最近はコンビニ等と競合し，母子家庭の母の就労支援策としての効果がなくなってきているのではないか。

②理美容所についても，ほとんど実施されていないのではないか。

③たばこ小売販売業についても，自動販売機があるので，就労対策としての効果がないのではないか。

さらに，2003年から実施されている「母子家庭等就業・自立支援センター事業」[5]や母子寡婦福祉団体独自の収益事業等についても実態を把握することにした。

今回は，このうち主要な結果を報告する。

2. 調査対象と調査方法

調査対象・調査方法については，次のとおりである。

(1) 調査対象：全都道府県と政令指定都市・中核都市にある母子寡婦福祉団体のうち，全国母子寡

婦福祉団体協議会（以下，「全母子協」と略す）に加盟している58団体とその支部（ただし支部は任意）。

(2) 調査方法：全母子協事務局より，メールで加盟団体に調査票を送付し，メールまたはファックス・郵送で回答を全母子協事務局に返送。また，余裕があれば任意で各加盟団体から支部にアンケート用紙を配布し回収して全母子協に返送する。

尚，全母子協と連携して行なうことから団体名・所在地・回答者の役職名の記名式とした。

アンケートの設問については，全母子協と協議して決めた。

(3) 調査期間：2012年10月1日～11月20日（支部分については12月末まで期日延長）。

Ⅱ 調査結果

1. 回答の概要

調査結果は，次のとおりである。

(1) 加盟団体の回答数：55。全加盟団体は58で未回答3。（未回答3団体のうち1団体は事業不振のため，1団体は解散整理中，1団体は繁忙期のためとの返答あり。）

回答率：94.8%

(2) 支部の回答数：64。（カッコ内は全回収数を100とした比率）。

A県23（35.9%），B県16（25.0%），C県12（18.8%），D・E県が各3（各4.7%），F県2（3.1%），G・H・I・J・K県が各1（各1.6%）である。

支部については，団体の都合で，アンケートの配布・回収は任意とせざるをえず，かなりのバラツキがあるので，今回は，支部の調査結果は，参考程度に記載するにとどめる。

2. 2012年4月現在の会員数（問1）

表1のように，現在の会員数は合計約13万人で，母子会員（約4万人）よりもの寡婦会員（約9万人）のほうが多い（無回答1）。

表1 現在の会員数 （単位：人）

	母子会員	寡婦会員	合計
合計	39,560	90,411	129,971

3. 公共施設内で物品を販売する売店の経営（問2-1）

公共施設内で物品を販売する売店を経営「している」団体が40%で，「していない」団体が49.1%である。「以前はしていたが，やめた」団体を含めると，「していない」団体は6割で過半数の団体が売店を経営していない。支部については，していない団体が7割である。（表2，図1・2）

表2 公共施設内で物品を販売する売店の経営（問2-1）（加盟団体）

	全体	している	していない	以前はしていたが，やめた
件数	55	22	27	6
%	100.0	40.0	49.1	10.9

図1 加盟団体の売店経営
【Q2-1】公共施設内で物品を販売する売店を経営していますか？（N=55）

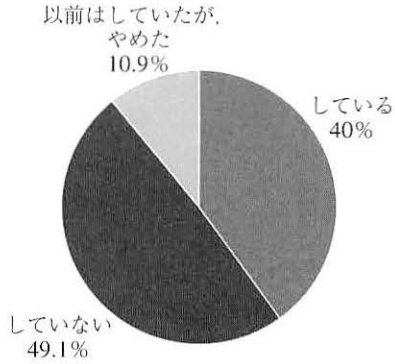

図2 支部の売店経営
【Q2-1】公共施設内で物品を販売する売店を経営していますか？（N=64）

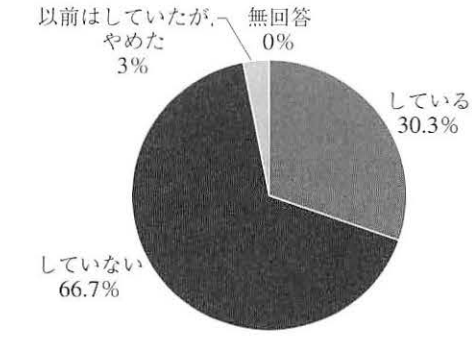

4. 売店で母子家庭の母・寡婦はどれくらい働いているか（問2–2）（経営している22団体）

公共施設内で物品を販売する売店を経営している22団体では，正規・非正規で働いている母子家庭の母・寡婦は合計しても約5割で，半数でしかない。全従業員262人中，正規雇用で働く母子家庭の母及び寡婦は41人（15.7%）で，非正規で働く母子家庭の母及び寡婦は90人（34.4%）である。支部についても同様で，正規雇用で働く母子家庭の母と寡婦は，32.1%でしかない。(表3)

表3　売店で働く母子家庭の母・寡婦（加盟団体・支部）

	A. 母子家庭の母親		B. 寡婦	
	正規雇用	非正規雇用	正規雇用	非正規雇用
加盟団体	11（4.2%）	23（8.8%）	30(11.5%)	67(25.6%)
支部	10（5.3%）	22(11.6%)	51(26.8%)	33(17.4%)

	C. 全従業員数		合計
	正規雇用	非正規雇用	正規・非正規計
加盟団体	60(22.9%)	202(77.1%)	262(100%)
支部	87(45.8%)	103(54.2%)	190(100%)

5. 母子家庭の母・寡婦の従業員の給与（問2–3）（経営している22団体）

母子家庭の母と寡婦の従業員の給与は，正規雇用でも平均月給は15万円台で，最高額でも24万円台である[6]。非正規の時給も，平均767円で高くない[7]。賞与については，正規雇用者で「有」の回答は23.6%，「無」が1.8%であったが，無回答が多く74.5%であった（表4）。

表4　売店で働く母子家庭の母・寡婦の給与（加盟団体）（単位：円）

	正規雇用			非正規雇用
	平均月給	最高額の月給	賞与平均額	時給
平均	152,597	171,620	293,511	767
最小	100,000	128,000	20,000	580
最大	190,000	246,000	861,000	1,000

6. 過去3年間の経営状態（問2–4）（経営している22団体）

売店を経営していると回答した22団体に経営状態を聞いたところ，「おおむね黒字」と「黒字」を合わせると約64%で，「赤字」「おおむね赤字」の合計は約18%であった。支部では赤字が多くなり，「赤字」「おおむね赤字」を合わせると2割を超えている。(図3・4)

図3　加盟団体の経営状態
【Q 2–4】過去3年間の経営状態（N＝22）

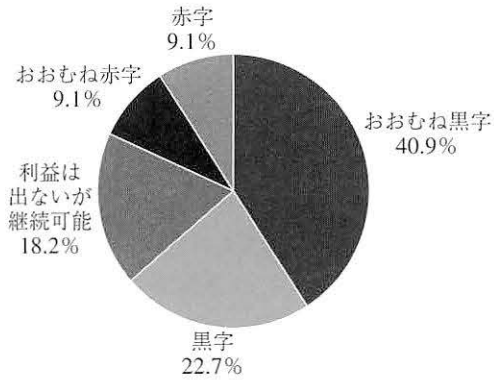

図4　支部の経営状態
【Q 2–4】過去3年間の経営状態（N＝21）

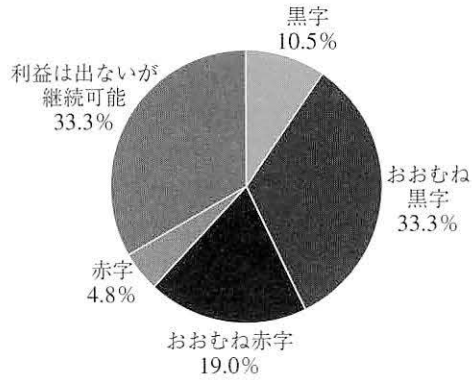

7. 公共施設内の売店の運営目的について（問2–5）（経営している22団体，複数回答）

公共施設内の売店の運営目的は，「母子家庭の母の就労対策（雇用）のため」が最も多く77.3%であり，次が「その他」「子どもの健全育成のため」であった。「その他」の回答で多いのが「当団体の運営資金のため」で，「母子寡婦会の事業や福祉向上のため」，「奨学金，激励金支給のため」という内容がほとんどある（表5）。

表5　公共施設内の売店の運営目的（加盟団体）

	全体	母子家庭の母の就労対策（雇用）のため	母子家庭の母の教育研修のため	子どもの健全育成のため	その他
件数	22	17	4	10	13
%	200.0	77.3	18.2	45.4	59.1

8. 公共施設内の売店の現状（問2-8）（経営している22団体，複数回答）

公共施設内の売店について表6の9項目についてあてはまるかどうかをきいたところ，「そう思う」が過半数を占めたものは，「利用者数が少ない」「黒字経営にするのが難しい」「従業員の収入が少ない」「従業員の管理が難しい」「もっと収益が上がる場所でしたい」「運営上の制約がある」であった。「競合する店・コンビニ等が近くにある」については，無回答が81.8%で，「そう思う」は13.6%であった。また「経営改善のノウハウがわからない」「運営のための手続きが煩雑である」は「そう思わない」ほうが多かった（表6）。

このように，利用者数が少なく，黒字経営にする事が難しく，従業員の収入も少ない売店が多い。これらを総合すると，公共施設内の売店が母子家庭の母親の安定した職場になっているとはいいがたい現状がある。

9. 経営される売店がある公共施設（問2-9）（経営している22団体，複数回答）

売店が設置されている場所をきいたところ，多いのは，病院5ヶ所（17.2%）と「その他」（44.3%）であった。「その他」としては，斎場が多く，火葬場，児童会館，子どもの城，子ども館，公園，動物園，野球場，競馬場，競輪場，県の福祉施設，福祉センター，老人センター，フェリー・ターミナル，インターナショナル・エキシビションセンター，市場，市民会館，図書館，県合同庁舎・外部施設との記入があった（表7）。支部については，病院と役所・役場が各7ヶ所（30.4%）で，「その他」は9ヵ所，体育館1ヶ所であった。

表6　公共施設内の売店の現状　（単位%）

回答のうち「そう思う」[そう思わない」の率 / 項目	そう思う		そう思わない	
	加盟団体	支部	加盟団体	支部
利用者数が少ない	72.7	76.0	18.2	14.0
黒字経営にするのが難しい	77.3	81.0	9.1	9.5
従業員の収入が少ない	86.4	66.7	9.1	23.8
従業員の管理が難しい	54.5	42.9	45.5	47.6
経営改善のノウハウがわからない	36.4	40.0	45.5	40.0
競合する店・コンビニ等が近くにある	13.6	20.6	0.0	55.0
もっと収益が上がる場所でしたい	81.8	61.9	9.1	28.6
運営上の制約がある	63.6	70.0	36.4	20.0
運営のための手続きが煩雑である	31.8	25.0	59.1	60.0

（注）この表では，「その他」の回答，無回答の比率については，省略した。

表7　経営される売店がある公共施設の種類（加盟団体，複数回答）

	全体	役所・役場	博物館	体育館	コンサートホール	駅	飛行場	病院	学校(大学を含む)	その他
件数	29	3	1	2	3	1	0	5	1	13
%	99.7	10.3	3.4	6.9	10.3	3.4	0.0	17.2	3.4	44.8

10. 今後の公共施設内の売店について（問2–7）

今後の公共施設内の売店の増減については，「増やしたほうが良い」が68.2%で，「減らしたほうが良い」は0だった。「その他」として記入されていたことは，「現状維持」「経営上黒字が確実なもののみ運営をする」「増やしたくても不可能」等である。支部については，「増やしたほうが良い」が45.0%で，「その他」が5割であった。（表8）

表8　今後の公共施設内の売店について（加盟団体）

	全体	増やしたほうが良い	減らしたほうが良い	その他	無回答
件数	22	15	0	6	1
%	100.0	68.2	0.0	27.3	4.5

11. 売店をやめた理由（問2–10）

問2–1で「以前はしていたが，やめた」と回答した6団体のやめた理由は，「赤字が続き，継続が困難になった」（3件），「売店を設置していた東京都立施設が廃止になった」，「軽食喫茶をしていたが，借りていた公共施設（総合婦人会館）の利用者数が少ないため，利益が上がらなかった」，「経営悪化と入札制度導入のため」，「経常的に赤字が続き補正が必要なため」である。残る1件は記載無し。支部では「近くにコンビニ等ができ採算が取れなくなった」というものもある。その他，「経営悪化と入札制導入のため」，「売店を設置していた公共施設が廃止になった」という回答もある。

12. 公共施設内での理美容室の設置（問3–1）

美容室については，無回答が約半数だが，理容室は，「していない」が約9割で，共に，「している」は0であったので，全体として理美容室は「していない」といえる。支部についても，「している」は0であった。（表9・10）

表9　公共施設内での理美容室設置（美容室）（加盟団体）

	全体	している	していない	以前はしていたが，やめた	無回答
件数	55	0	27	0	28
%	100.0	0.0	49.1	0.0	50.9

表10　公共施設内での理美容室設置（理容室）（加盟団体）

	全体	している	していない	以前はしていたが，やめた	無回答
件数	55	0	48	1	6
%	100.0	0.0	87.3	1.8	10.9

13. たばこ小売販売業に従事している母子家庭の母および寡婦の人数（問4–1）

「たばこ小売店販売業はしていない」が，約3分の2で多数であった。「人数を把握していない」と合わせると，76.4%であった。支部についても，「していない」が41.5%で多く，「人数を把握していない」と合わせると，46.1%であった。（表11，図5・6）

表11　たばこ小売販売業について（加盟団体）

	全体	人数を把握している	人数を把握していない	たばこ小売販売業はしていない	無回答
件数	55	7	6	36	6
%	100.0	12.7	10.9	65.5	10.9

図5　加盟団体のたばこ小売販売
【Q4–1】たばこ小売販売業に従事している母子家庭の母および寡婦の人数について（N＝55）

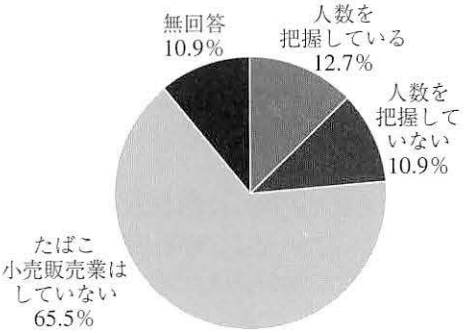

図6　支部のたばこ小売販売
【Q 4–1】たばこ小売販売業に従事している母子家庭の母および寡婦の人数について（N＝65）

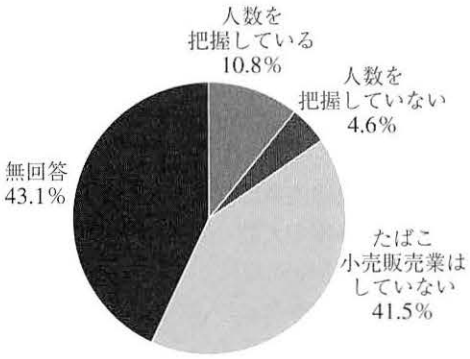

14. たばこ小売販売業をしていない理由（問 4–1）

たばこ小売販売業をしていない理由を聞いたところ，無回答が 29（52.7%）であった。理由の記入があった 26 団体（47.3%）の中で多かったのは，「健康増進法施行により廃止」「全館禁煙になった」「タバコは健康に悪い，青少年の健全育成に支障をきたし団体の使命にふさわしくない」「喫煙者の減少より，設置はしていない」等であった。また「以前はしていたが，やめた」との記入が複数あり，「黒字が見込めないから」「手間がかかる割に利益が少ない」との記入もあった。

15. たばこの小売販売業について（問 4–3）

たばこ小売販売業についての見解では，「利用者数が少ない」「収益が少ない」との回答が多く，あわせると 44.6% である（表 12）。

16. たばこ自動販売機の設置について

最近は，たばこ小売は自動販売機が行なっているので，たばこ自動販売機の設置の増減についてきいた。その結果，「減らしたほうが良い」がもっとも多く 36.4% であった（表 13）。

表 13　たばこ自動販売機の設置について（加盟団体）

	全体	増やしたほうが良い	減らしたほうが良い	その他	無回答
件数	55	0	20	16	19
%	100.0	0.0	36.4	29.1	34.5

17. 飲料水等自動販売機の設置（問 5–1）

飲料水等自動販売機を設置している団体が，約 95% で多数を占める。設置台数は合計 719 台であった。支部については約 6 割が設置しており，設置台数は合計 249 である。（図 7・8）

図7　加盟団体の飲料水等自動販売機設置
【Q 5–1】飲料水等自動販売機を設置していますか？（N＝55）

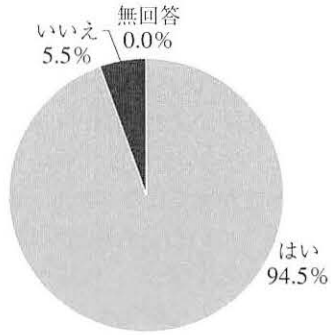

図8　支部の飲料水等自動販売機設置
【Q 5–1】飲料水等自動販売機を設置していますか？（N＝64）

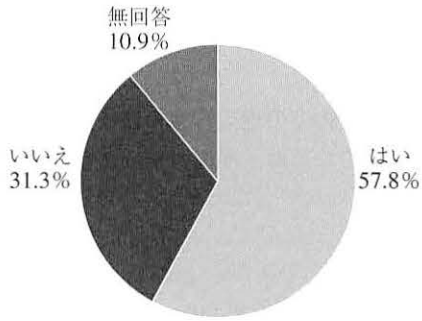

表 12　たばこの小売販売業について（加盟団体）

	全体	利用者数が少ない	収益が少ない	電気代等の経費がかかる	未成年者が購入する	その他	無回答
件数	55	19	18	6	7	12	21
%	100.0	22.9	21.7	7.2	8.4	14.5	25.3

表14　飲料水等自動販売機について（加盟団体）

	全体	利用者数が少ない	収益が少ない	電気代等の経費がかかる	収益が見込める	その他	無回答
件数	52	16	24	15	29	13	1
%	100.0	16.3	24.5	15.3	29.6	13.3	1.0

18. 飲料水等自動販売機について（問5–5）

飲料水等自動販売機は「収益が見込める」が多く約3割だが，「収益が少ない」も約25%ある（表14）。

19. 今後の飲料水等自動販売機の設置について（問5–6）

今後の飲料水等自動販売機は，「増やしたほうが良い」が，46団体（83.6%）で圧倒的多数であった。支部については，「増やしたほうが良い」は，36.8 %で，「その他」が42.1%と多かった。

20. 母子寡婦福祉団体が行っている事業と設置数（問6）

各団体が，どのような事業を実施しているかを尋ねたところ，飲料水等自動販売機を設置している団体がもっとも多かった（表15）。

表15　各団体の事業（加盟団体）

	有効回答数	無記入数	合計数
a. たばこ自動販売機	6	1	8
b. 飲料水等自動販売機	50	2	507
c. 公共施設内売店	21	0	47
d. 理美容店	0	0	0
e. 喫茶店	11	0	14
f. 食堂	8	0	18
g. 施設清掃	4	0	33
h. 保育所運営	1	0	1
i. 託児サービス運営	4	0	4
j. 児童館運営	1	0	3
k. 母子生活支援施設運営	7	0	9
l. 母子福祉センター運営	21	0	21
m. ヘルパー派遣事業	4	0	5
n. 母子家庭等就業自立支援センター事業	38	1	45
o. その他	16	3	49

21.「母子家庭等就業自立支援センター事業」の受託（問7–1）

「母子家庭等就業自立支援センター事業」を「受託している」団体は，8割強であった（表16）。厚生労働省の資料からも，各都道府県の母子寡婦福祉連合会がこの事業を受託していることがわかるが，ある政令指定都市にある当会加盟団体が解散整理中であり，他のNPO法人がこの事業を受託しているという地域もある[8]。

表16「母子家庭等就業自立支援センター事業」の受託（加盟団体）

	全体	受託している	受託していない	無回答
件数	55	45	10	0
%	100.0	81.8	18.2	0.0

22. 受託している場合の就業支援の成果（問7–3）

受託している団体では「就労につながる人が半数以下」が53.2%で，就労につながっていない傾向にある（表17）。

表17　就業支援の成果（加盟団体）

	全体	過半数の人が就業につながっている	就業につながる人は半数以下である	就業につながっているかどうか把握していない	その他	無回答
件数	47	14	25	2	5	1
%	100.0	29.8	53.2	4.3	10.6	2.1

23. 母子家庭等就業自立支援センター事業以外に受託している事業（問7–4）（自由記入）

母子家庭等就業自立支援センター事業以外に受託している事業については，自由記入方式で回答を求めた。そのうち，全体で特徴的なものをまとめると，次のようになる。

〈寮運営事業等〉

・県職員独単身者寮運営事業

・県警察独身寮運営事業
・県企業局長浜寮運営事業
〈母子家庭に関するもの〉
・ひとり親家庭実態調査事業
・母子自立支援給付金事業
・母子寡婦福祉資金貸付償還員派遣
・ひとり親家庭等法律相談事業
・ひとり親家庭等日曜生活相談事業
・電話相談ダイヤル事業
・ひとり親家庭生活支援事業（生活支援講習会，児童訪問援助員派遣）
・母子生活支援施設
・母子福祉センターの管理
〈子育て・保育に関するもの〉
・子育て支援事業（ファミリーネットワーク）
・ホームフレンド事業
・保育所経営指定管理
・病院内保育所保育士管理業務
・一時保育
・託児サービス事業
・子育て支援センター
〈その他〉
・公共施設清掃事業
・斎場会葬者湯茶接遇等業務委託，
・緊急委託訓練事業（介護サービス）
・介護人材育成事業

24. 実施している収益事業（問 8–1）

「貴団体で実施している収益事業はありますか」との設問に対し，収益事業が「ある」は約 9 割であった。支部については，「ある」が 37.5% で，していない団体のほうが多かった。（表 18）

表 18　収益事業（加盟団体）

	全体	ある	ない	以前はあったが，やめた	無回答
件数	55	49	6	0	0
%	100.0	89.1	10.9	0.0	0.0

25. どんな収益事業か（問 8–2）（自由記入）

収益事業の内容についても自由記入方式で回答を求めた。主なものを列挙するが，売店経営や飲料水自販機等を収益事業として行なっている団体もあり，この中に含まれていたが，それらについては省略した。

公園入場料徴収業務，公衆電話の委託管理，貸し駐車場，清掃事業，貸事務所，ワンルームマンション，和裁の仕立，市民協働型自転車利用適正化事業，物品販売事業，物資頒布，イベント等による物品販売事業，フリーマーケット，飲料水，ポップコーン，かき氷，バザーなどの販売，空港内喫茶，弁当の委託販売，物資あっせん事業，協力会社の物品を会員に売って手数料（リベート）をもらう，観劇鑑賞事業，観劇チケットの販売，歌舞伎鑑賞会，機関紙購読販売事業，切手・年賀状販売，母子寡婦福祉手帳の頒布，母子福祉センター運営，認可外保育所経営，母子休養ホーム，介護保険外（介護保険の対象とならない高齢者に対する生活支援）のヘルパー派遣事業。

26. 今後の収益事業について（問 8–3）

今後，収益事業については「拡大したほうが良い」が 67.3% と多数である（表 19）。今後，どのような収益事業を拡大すべきか，どのように伸ばすかについて本格的に考えることが課題である。

表 19　今後の収益事業について（加盟団体）

	全体	拡大したほうが良い	縮小したほうが良い	その他	無回答
件数	49	33	2	12	2
%	100.0	67.3	4.1	24.5	4.1

27. 全事業で順調なものと運営困難なもの（問 12）（自由記入）

「貴団体の全事業のうち，順調なものと，運営が困難なものはどのようなものでしょうか」またそれはなぜでしょうか」との設問に自由記入を求め，記載された内容で多かったものをまとめると，次のようになる。

(1) 運営が順調なもの

1）指定管理や行政からの委託で，安定的な収入が得られる事業（母子寡婦等就労自立支援センター事業，指定管理によるもの）
2）飲料水自販機
3）売店については，周囲に店がなく利用者が

多い場合は良いが，そうでない場合は経営難

(2) 運営困難なもの

1）会の運営・・・会員の高齢化・母子会員の減少等で弱体化，補助金減少等

2）施設内売店・・・競争入札で民間企業等と競合，コンビニと競合，会員高齢化で新規事業に取り組めない，売り場狭い・老朽化しているが公共施設なので改善できない等

3）飲食店・・・入居している施設の特性から来館者数に限界がある。賃借料がかかる，他店との競合，備品設備が老朽化しているが買い替えの資金がない

4）日常生活支援事業・・・支援員の安定的な確保が困難，人件費確保困難等

(3) まとめ

1）地域差があり，同じ事業でも指定管理等で安定的収入が得られ順調な団体と競争入札等で他団体等と競合し苦戦している団体がある。

2）セミナーや研修事業・収益事業も，運営の明暗が分かれる。なかには独自性を出して就業意欲や生活設計を高める発信をしている場合には，就業実績が上がっているという回答もある。

3）「順調なものは何もない」との回答も複数あり，記入された回答は困難なもののほうが多かった。

28. 今後，あったら良いと思う取り組み（問13）（自由記入）

「今後，あったら良いと思う取り組み」について自由記入を求めたところ，複数の記入があった。主なものは，次のとおりである。

1）子どもの学習支援事業・・・・奨学金や教育費補助等もあり

2）安定した就労対策・・・・正規雇用化，母子家庭の母の法定雇用率法制化

3）子育て支援・・・・保育所，学童保育の年齢引き上げ等

29. 今後，母子家庭のために必要な社会的施策（自由記入）

自由記入を求めたところ，多くの記入があったので分類し，主なものを取り上げる。

A. 子どものためのもの・・・各種保育・学習支援・児童館，教育機会の格差解消，子どもの情操教育，キャンプ・習い事・スポーツ等子どもの能力発達のための諸体験の機会増大等

B. 経済的支援・・・教育費支援・高等教育の受験費用の所得控除・給食費無償化，給付型奨学金・大学進学資金，下宿代等の助成，教育扶助の充実，授業料の免除・一部免除等

C. 母親の就労関係・・・働く場や正規雇用拡大，就労支援，資格取得支援，収入増，母子家庭の母親の優先雇用，母子家庭の法定雇用率法制化，高等技能職業訓練促進給付金の拡充，資格取得期間中の生活費支給，就労支援のための託児・送迎サービス等

D. 制度に関するもの・・・特別保育（延長・休日・病児保育等）の拡充，児童扶養手当の所得制限見直し，母子寡婦福祉資金で就業継続のための自動車購入の創設，養育費制度強化，無料法律相談，弁護士費用の補助制度，老後の生活安定，制度の周知普及等

E. 住宅・・・公営住宅優先入所，住宅費・家賃の補助，連帯保証人の不要保証システム等

F. 医療費等拡充・・・医療費補助，医療費助成を償還払いから現物給付に

G. その他・・・母子家庭の拠点・事務所，生活支援の拡大，リフレッシュできる時間と場所等。

30. 国・県・市町村等の行政に対して望むこと（問14）（自由記入）

A. 複数の団体から要望があったもので多かったものは，下記のとおりである。

1）縦割りになっている行政間の連携・横のつながり強化と母子寡婦団体への協力（PR・情報交換等）の徹底

2）売店や自販機設置の母子団体への優先許可・優遇措置

3）各種保育（祝祭日・病児・学童保育等）の拡大・増設

4）児童扶養手当の生活実態にあわせた改善
5）住宅施策・公営住宅拡大し入居可能に

B．その他，件数は少ないが，目をひいた記入は次のとおり。

1）委託事業等で支援しているように思われているが，実際は行政にうまく使われている。事務をする人件費はついていないので，会の負担になっている。
2）自立支援の名のもとに自己努力が求められているが，それは容易ではない。子どもに責任はなく，すべての子どもは平等で，将来の社会的資本なので，貧困を連鎖させない施策を実施すべき。
3）支援の方向が自立支援となり，慰安・激励の事業には助成金が出なくなった。しかし事業は継続しているので，資金難，補助がほしい。
4）母子家庭の県の所轄が福祉部門から子育て部門に変わり，子育て全体の中に含まれ母子家庭に対する特別な措置が薄められてしまった。
5）委託事業でうまくいっていないものを一定期間で見直し，スリム化する。

Ⅲ　調査結果の考察－今後の展望

1. 結論

「母子及び寡婦福祉法」第25・26条は，売店や理美容所等の事業を公的関与のもとで営めるようにした制度であり，創設当初としては効果があったのかもしれない。しかし，現在は，母子家庭の母の就労対策として役立っているとはいいがたい調査結果となった。

「公共施設内の売店が，コンビニ等と競合し母子家庭の母の就労支援策として効果がなくなってきているのではないか」という作業仮説については，コンビニや民間企業と競合している地域もある。公共施設内の売店の経営は，地域と場所によってかなりの差がある。しかしながら概して，そこで働く母子家庭の母親の賃金は少なく，時給は最低賃金に近く，母子家庭の母親や寡婦の安定した就労の場となっているとはいいがたい（正規雇用であっても月給は平均約15万円で，最高額でも24万6000円である。正規雇用で働く母子家庭の母及び寡婦は約半数で，非正規雇用者のほうが2倍以上多く，母子家庭の母及び寡婦以外の従業員が多い）[9]。

ただ母子家庭の母親の就労に直結しなくても，売店による収入は母子寡婦福祉団体の活動資金として貴重な財源になっている。今後の公共施設内の売店の増減についての設問では，約7割が「増やしたほうが良い」と思っている。今後は経営を改善し黒字経営を拡大できる方策を考えることが切望される。現在，公営施設自体が減っているので，もし増やすのであれば民間施設（私鉄の駅や道の駅）等への拡大を考えることも一案である。コンビニとのジョイントで売店経営をしている団体もあり[10]，新機軸を打ち出すことを視野に入れた経営の活性化が望まれる。就労効果をあげるためには，経営手法を工夫し補強策を考えることが必要である。

また，美容室については，無回答が約半数であった。これは，おそらく，各母子福祉団体も実態を把握していないのではないかと思われる。理容室は，「していない」が約9割で，美容室も理容室も，「している」は0であったので，全体として理美容室は「していない」といえるのではないか（表9・10）。

売店や理美容所については，都道府県知事は，その運営が円滑になるように協議を行い，設置可能な場所や販売物を調査して，従事している母子家庭の母や母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない，と「母子及び寡婦福祉法」に定められている。しかし，現状からは，このような措置が行われている形跡は見あたらない。問14「国・県・市町村等の行政に対して望むこと」の自由記入にも記入されていたが，地方自治体の協力が得にくい地方もあり，今後，自治体の母子家庭支援体制が求められる。

次に，第26条のたばこ小売販売業については，利用者数・収益が少なく，安定経営が見込めるとは考えられない。たばこ自動販売機の設置の増減についてきいた設問でも，「減らしたほうが良い」との回答がもっとも多かった。現在，喫煙者のほ

うが各種の疾病に罹患しやすく，その治療のための医療費がかさみ，社会保障財源を圧迫している。また，タバコは，副流煙による間接喫煙で非喫煙者にも害を及ぼす。健康増進法が施行されている今日，健康や子どもの健全育成の観点からも，たばこ小売販売業は廃止してもよいと考える。

飲料水等自販機設置は，地域によっては他団体との競合があるが(11)，母子寡婦福祉団体の収入になっているので，強化する対策を考えることが必要である。

次に，2003年から始まった「母子家庭等就業自立支援センター事業」は，現在，全都道府県・指定都市及び中核都市で実施されている。本調査の対象団体では，約8割強が受託しており，安定した委託費が入り順調に運営している団体もある。しかしながら，「就労につながる人が半数以下」が過半数なので，今後のあり方を考え，就労につなげられるようにすることが課題である。

また，各団体が実施している収益事業については，「拡大したほうが良い」が多数（67.3%）であり，期待が寄せられる。発展しそうな収益事業は何かを考え，どのように拡大すれば発展するのかを考えることが望まれる。

これらの母子寡婦福祉団体の事業に関しては，順調に運営が進んでいる場所とそうでない場所がある。それらは立地条件や人口規模にもよるが，それだけではなく，運営のし方にも関係していると考えられる。そこで，母子寡婦福祉団体全体で情報交換をする機会をもったり，専門家を交えて経営改善ができるような研修を実施するということも考えられるのではないか。

2. 今後の母子家庭対策の展望

最近は，地方自治体も財政難等で福祉団体への特別な配慮が少なくなってきている。また，従来は公的機関が行ってきたことも民営化され，公的な福祉施策も民間に頼るようになっている。その結果，「母子及び寡婦福祉法」による公的関与のもとでの就労支援策が弱体化している。

自由記入欄に「委託事業等で支援しているように思われているが，実際は行政にうまく使われている」との記載があったが，含蓄のあるこの記述の意味を考える必要がある。

2012年成立の「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」第5条では，国が，民間事業所に母子家庭の母・父子家庭の父の優先雇用や就業促進への協力を求めるよう努めるものとすることになった。同法第6条では，国等が母子福祉団体等への受注機会の増大に努めなければならない，と規定されている。しかし，これらは努力義務であるので，実施義務にして強化することが望まれる。

また，今回の調査結果からもわかるように，全国母子寡婦福祉団体協議会の会員数は，母子会員よりも寡婦会員のほうが2倍以上多い。しかも，寡婦会員は高齢化している。解散整理中の団体もあり，「母子家庭等就業自立支援センター事業」を受託していない団体もある。母子家庭の数は多くなっているにもかかわらず，全母子協の母子会員数が伸び悩んでいるのでは，当事者団体としての先行きが心配される。今回の調査では，母子寡婦福祉団体の運営のあり方についてはテーマとしていないが，就労支援事業を受託することによって，当会の本来の目的が達成できにくくなっているのではないかというが疑問も浮かぶ。

今後，母子家庭が皆無になることは考えられないので，母子家庭及び寡婦の生活の安定・向上と福祉のための基本的な社会福祉法である「母子及び寡婦福祉法」にある就労支援を再検討する必要がある。一方，母子家庭の就労支援策を他の特別措置法として時限立法で実施するのでは，肝心な基本的社会福祉法が形骸化するのではないかと懸念される。

今回調査したように，以前からある法律で実施されている事業が放置され，制度内容が老朽化してしまっているにもかかわらず，それが把握されていない。また法制度が変わるごとに，施策が少しずつ変更され，助成金等の名称や内容が変わり，複雑化してわかりにくくなっている。これでは，道案内をする行政職員や母子福祉関係者も理解しにくいのではないか。母子家庭の自立支援をするためには，迷路のような道を増やすのではなく，「母子及び寡婦福祉法」という基本法を太く

整備し，安心して自立の道を歩めるようにすることが望まれる。

おわりに

「母子および寡婦福祉法」にタバコ小売販売の許可制度が設けられたのは，公的関与がしやすい事業であったからである。そのような就労支援策が，日本だけではなく，フランスでも実施されていたという。フランスでは，1915年1月16日にタバコ小売販売業の許可を戦争未亡人（寡婦）に与えた。第二次世界大戦後も「傷痍軍人年金・戦争犠牲者法典」で，戦争未亡人に第二級タバコ売店に対する優先権を付与していたが，その優先権は今日では戦争未亡人ではなく当該コミューンに居住する傷痍軍人に付与されているという。日本で母子家庭にタバコ小売販売を許可することになったのは，フランスに感化されたのではないだろうか。しかし，現在フランスでは，母子家庭の母や未婚の母はタバコ小売販売業を行なっているのではなく，他の仕事についているという(12)。つまり，時代の変化に対応した制度改革を実施している。また，フランスでは，家族手当をはじめとする各種の家族政策がとても充実しているので，母子世帯が生活や子育てに困窮することはない。

日本では，政府の所得再分配によって貧困削減率がマイナスになっている。これは，OECD諸国の中で唯一日本だけである（大沢：2011：200）。貧困を改善するはずの所得再分配政策が，貧困化を促進していることに気づいたのは，社会政策学者の研究の成果である。各制度が実効性あるものかどうかの点検をしなければ，実際に役立っているかどうかわからない。

今回調査した「母子及び寡婦福祉法」による就労支援策も，長年放置され，手入れもテコ入れもされないままであった。新しい法制度を創る前には，同類の既存の制度を点検し，課題を見極めることが必要である。過去には有効に機能していた法制度であっても，時代の変化を考慮して，制度を刷新しニーズにあうよう改善することが求められる。

尚，今回の調査結果は，2013年10月18日に全国母子寡婦福祉団体協議会会長と事務局長と共に，厚生労働省に参上し報告した。今後の改正を期待したい。

＊本調査は，科学研究費補助金（基盤研究B，課題番号：23330186，研究期間：平成23年度～平成25年度，研究代表者：埋橋孝文，研究課題：「貧困に対する子どものコンピテンシーをはぐくむ福祉・教育プログラム開発」）を受けて行った。調査にあたっては，全国母子寡婦福祉団体協議会事務局のご協力をいただいた。厚くお礼申し上げたい。

注

(1) Pearce, Diana, (1990) "Welfare is Not for Women : Why the War on Poverty Cannot Conquer the Feminization of Poverty?" Gordon, Linda ed., *Women, the State and Welfare*, The University of Wisconsin Press, p.265。

(2) 厚生労働省（2009）「子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について」で，初めて日本の子ども（17歳以下）の貧困率が15.7%と公表された。「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員については14.6%で，そのうち「大人が一人」の世帯員では50.8%，「大人が二人以上」の世帯員では12.7%であった。（厚生労働省「国民生活基礎調査」による。厚生労働統計協会（2012）『国民の福祉と介護の動向・厚生の指標増刊』第59巻第10号，通巻第929号，p.250及びhttp : //www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn.html（2013-7-9）。

(3) 厚生労働省（2014）「平成25年国民生活基礎調査の概況」（http : //www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/（2014-8-4）。

(4) 「母子及び寡婦福祉法」第25条・26条は次のような条文である。
第25条（売店等の設置の許可）「1．国または地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は，配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体からの申請があったときは，その公共的施設内において，新聞，雑誌，たばこ，事務用品，食料品その他の物品を販売し，又は理容業，美容業等の業務を行うために，売店又は理容所，美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。2．前項の規定により売店その他の施設を設置する事を許された者

は，病気その他正当な理由がある場合のほかは，自らその業務に従事し，又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。3. 都道府県知事は，第1項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため，当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い，かつ，公共的施設内における売店等の設置の可能な場所，販売物品の種類等を調査し，その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。」

第26条（製造たばこの小売販売業の許可）「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがたばこ事業法（昭和59年法律68号）第22条第1項の規定による小売販売業の許可を申請した場合において同法第23条各号の規定に該当しないときは，財務大臣は，その者に当該許可を与えるように努めなければならない。2. 前条第2校の規定は，前項の規定によりたばこ事業法第22条第1校の許可を受けたものについて準用する。

(5)「母子家庭等就業・自立支援センター事業」は，母子家庭の母等に対して，就業相談から就業支援講習会の実施，就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに，弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う事業で，2003年から開始されている。本アンケート調査の対象施設は，この事業の委託先となっている母子寡婦福祉団体が多い。

(6) 厚生労働省「平成24年賃金構造基本統計調査（全国）の結果」によると，一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の女性の賃金（月額）は，233,100円である（男性は329,000円）。大企業（常用労働者1,000人以上）が258,100円（男性380,600円），中企業（同100～999人）が231,700円（男性316,500円），小企業（同10～99人）が210,200円である（男性282,200円）。http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2012/dl/12.pdf（2013-4-30）。

(7) 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」によると，最低賃金の全国加重平均額（各校の数値にその重要度に比例した係数をかけて重みをつけてから平均した額）は，749円。http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/（2013-5-2）。

(8) 厚生労働省（2013）「母子家庭等就業・自立支援センター事業実施先一覧」（平成25年）http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/2b.html（2013-7-7-）。

(9)「母子及び寡婦福祉法」第25条第2項には，「病気その他正当な理由がある場合のほかは，自らその業務に従事し，又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない」とあるが，今回調査した結果のような低賃金では，この業務に従事させなければならない，というような強制的な労働を求めても，応じる母子家庭の母は少ないのではないか。

母子及び寡婦福祉法第25条第3項には，「都道府県知事は，第1項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため，当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い，かつ，公共的施設内における売店等の設置の可能な場所，販売物品の種類等を調査し，その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。」（下線は筆者）とあるが，これに関してもさらに実態を把握する必要がある。

(10) ある母子寡婦福祉連合会では，府立病院内で，コンビニとジョイントして消費者のニーズに合う経営刷新をはかっている。

(11) 売店の設置，製造たばこ小売販売業の許可については，「身体障害者福祉法」第22～24条にもあり，第23条では，「市町村は，・・・・売店設置の可能な場所，販売物品の種類等を調査し，その結果を身体障害者に知らせなければならない」となっている。このような競合が生じる制度は検討の余地があるのではないか。

(12) フランスの話は，社会政策学会第127回（2013年度秋季）大会での発表時の予定討論者深澤敦立命館大学教授配布資料と発言および訪問による聴取（2013年12月21日）による。

文献

阿部彩（2010）「低所得世帯と被保護世帯の生活実態－消費パターンとウェル・ビーイング－」『季刊社会保障研究』Vol.46, No.2.

石山直樹（2007）「母子世帯に対する経済的支援施策の意義について」『横浜女子短期大学紀要』第22号。

OECD編著，高木郁朗監訳，麻生裕子訳（2008）『図表でみる世界の社会問題2 OECD社会政策指標－

貧困・不平等・社会的排除の国際比較』明石書店。
OECD 編著，高木郁朗監訳，熊倉瑞穂・関谷みのぶ・永由裕美訳（2011）『子どもの福祉を改善する－より良い未来に向けた比較実証分析－』明石書店。
大沢真理・難波早希（2011）「解題」イエスタ・エスピン＝アンデルセン著，大沢真理（2011）『平等と効率の福祉革命－新しい女性の役割』岩波書店。
大里慶子（2010）「ひとり親家庭への支援策－児童扶養手当法の一部改正案－」『立法と調査』No.303。
緒方桂子（2008）「母子世帯母親の就業と児童扶養手当削減の問題・覚書」『広島法科大学院論集』第4号。
尾久陽子（2011）「『ひとり親家庭』の夢を実現するためのライフプラン」『Journal of Financial Planning』vol.13, No.134（通巻134号）日本ファイナンシャル・プランナーズ協会。
角田芳伸（2007）「ひとり親家庭の自立支援策における諸課題について－母子家庭等就業・自立支援センターの機能と役割に関する考察－」『羽陽学園短期大学紀要』第8巻第1号（通巻27号）。
金川めぐみ（2009）「和歌山県内における母子家庭等自立支援施策の現状と課題－和歌山県御坊市における母子家庭等への聞き取り調査から－」『地域研究シリーズ』37，和歌山大学経済研究所。
金川めぐみ（2009）「母子自立支援の実施状況における自治体比較－6自治体におけるインタビュー調査を通じて－」『経済年報』第14号，和歌山大学経済学会。
神原文子（2006）「母子世帯の多くがなぜ貧困なのか？」澤口恵一，神原文子（編）『第2回家族についての全国調査（NFRJ 03）第2次報告書』No.2。
鴈咲子（2010）「子ども・若者の貧困と教育の機会均等－卒業クライシス問題と高まる高校版就学援助の必要性－」『経済のプリズム』No.83.
厚生労働省雇用均等・児童家庭局課程福祉課（2012）「ひとり親家庭の支援について」厚生労働省（2011）「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」
http：//www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/（2013-8-7).
嶋貫真人（2005）「児童扶養手恵宛制度改革に向けた提言－子どもの「養育費を受ける権利」を基底に置いた考察－」『沖縄大学人文学部紀要』第6号。
下夷美幸（2000）「アメリカにおける母子家庭と福祉改革－AFDC から TANF への移行－」『社会福祉』第40号，日本女子大学社会福祉学科研究室。
竹村一夫（2007）「母子家庭施策の転換とシングルマザー」『大阪樟蔭女子大学紀要』No.6。
成田祥子（2009）「ひとり親家庭のライフプランとキャリア形成～女性が一人で子どもを育てるために～」『Journal of Financial Planning』vol.11, No.118（通巻118号）日本ファイナンシャル・プランナーズ協会。
橋本理（2007）「地域就労支援の現状と課題－障害者雇用および母子家庭の母の雇用を中心に－」『社会学部紀要』第39巻第1号，関西大学社会学部。
マーサ. N. 小沢著，粟沢尚志訳（1990）「アメリカにおける女性の貧困化」『季刊・社会保障研究』Vol.26, No.3。
増渕千保美（2003）［ひとり親家庭の生活保障と社会福祉の役割・課題－母子世帯の所得保障の側面から－」『佛教大学大学院紀要』第31号。
吉村彰（1997）『季刊家計経済研究』第33号「特集ワンペアレント・ファミリー」財団法人家計経済研究所。
和田謙一郎・吉中季子（2010）「母子家庭に対する就労支援にかかわる一考察－シングルマザーの就労・自立への途－」『四天王寺大学紀要』第50号。